

鹿児島海上保安部マリンレジャー安全活動団体認証基準2021

2021年における、鹿児島海上保安部マリンレジャー安全活動団体認証基準は下記のとおりとする。

記

1 団体の状況

- (1) 事務所所在地、活動内容及び活動海域
 - ア 事務所等が鹿児島県内に所在していること
 - イ マリンレジャーに該当する活動又はマリンレジャーに付随する活動であること
 - ウ 鹿児島海上保安部管轄区域内で活動実態があること
 - エ 安全な活動を行うために必要な判断を行う責任体制が明確であること
- (2) 活動期間等
 - ア 活動開始、団体設立等から概ね2年以上経過していること
 - イ 定期的に活動が行われていること
- (3) 活動中の事故の発生状況
 - 過去1年以内に活動中の事故の発生がないこと
- (4) 反社会的勢力への関与
 - ア 反社会的勢力及びそれらに類する勢力と関与していないこと
 - イ 活動内容が公序良俗に反していないこと
- (5) 経歴、経験、資格等
 - 団体又は個人が、その活動をするに見合った一定以上の経歴や資格を有すること

2 活動状況

- (1) 活動海域の選定
 - 活動を安全に実施できる海域であり、事故等発生の際に速やかに救助が可能な海域を選定していること
- (2) 活動時期等
 - 活動形態等を考慮し、必要に応じて活動期間や活動時刻等を定めていること
- (3) 海象、気象等の活動条件
 - 活動内容に適した海象、気象等の活動条件等を設定していること

3 管理体制

- (1) 能力、人数等に併せた活動の実施
活動者、インストラクター、監視員等の能力、人数などを考慮のうえ、適時適切な活動を実施していること
- (2) 使用する器具、装備等
 - ア 器具、装備等を適切に使用していること
 - イ 適切な点検・整備が行われていること
 - ウ 法定検査が必要なものは法定検査を受けていること
- (3) 活動者の体調管理等
 - ア 活動前、活動中及び活動後も含め、活動者の体調の確認及び把握ができる体制であること
 - イ 活動前、活動中及び活動後も含め、体調不良者等の発生に対して適切な対処方法や救助方法が定められていること

4 安全対策

- (1) 活動計画の策定
 - ア 事前に天候や活動者の状況を勘案した活動計画等を策定していること
 - イ 活動前に、活動者に対して活動計画が周知されていること
- (2) 事故等発生時等の対応
事故等発生時の対処方法、救助方法等が定められていること
- (3) 中止基準等の設定
天気・風向・風速などの気象及び波・うねりなどの海象並びに地震・津波などの自然災害発生時、その他必要な事象発生時における中止基準等が定められていること
- (4) 自然災害等発生時における対応
 - ア 地震・津波等発生時の避難場所等が定められていること
 - イ 活動者に対して、活動前までに地震・津波等発生時の避難場所等の説明を行っていること
- (5) 救命設備
事故発生時に必要となる救命設備等が整備されていること

5 その他

活動内容に合わせた活動者の制限等を設けていること